

岩手県告示第217号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るもの（平成20年岩手県告示第248号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、事業者向け省エネルギー設備導入促進事業費補助、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助、自立・分散型エネルギー供給システム設計等業務支援事業費補助及び三陸ジオパーク案内板等整備費補助	環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、事業者向け省エネルギー設備導入促進事業費補助、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助、自立・分散型エネルギー供給システム設計等業務支援事業費補助、 <u>事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助</u> 及び三陸ジオパーク案内板等整備費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			